被災住宅復興支援利子補給制度

市では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた方が、被災した住宅を復旧するための資金を借り入れた場合に、償還すべき利子の一部を予算の範囲内において補給します。

- ○補給対象者
 - (1)自己(親族)所有の住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊の「り災証明書」を受け、震災発生時に 自己(親族)が当該被災住宅に居住していた方
 - (2)被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入、または被災宅地の復旧を市内で行う方
 - (3)平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法第2条で定める銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める協同組織金融機関またはその他の民間金融機関(機構と提携した長期固定金利住宅ローンを締結する場合に限る)と締結し、住宅復興資金の融資を受けた方
 - (4)申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方
 - (5)他の利子補給制度を受けていない方
 - ※店舗・倉庫・塀などは対象外となります。
 - ※被災者生活再建支援金の支給を受けた方は対象外となります。
- ○補給金額 融資残高(640万円を限度)の2%にあたる金額を限度に年1回交付します。
 - ※宅地復旧工事を伴う場合は1,030万円を上限とし、宅地復旧工事のみの場合は390万 円を上限とします。
 - ※借入利率が2%以下のときは、その利率とします。
- ○補給期間 借入金に係る利子の支払開始日から5年以内
 - ※ただし、無利子期間または利子支払いの猶予期間等がある場合には、当該期間も含め 5年以内とします。
- ○申請方法 所定の申請書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。
 - ※申請書は本庁都市計画課にあります。
- ○申請期限 平成30年3月30日(金)
 - ※受付は、土・日曜日、祝日を除く8:30~17:15まで

申請・問本庁都市計画課住宅・営繕G 252-1111 内線254

常陸大宮市平成29年度成人式

平成29年度に成人を迎える方々の新しい人生 の門出を祝福し、成人式を下記日程のとおり実施 1ます

新成人者の皆さんの多数のご出席を、心よりお 待ちしています!

- ○期 日 平成30年1月7日(日)
- ○受 付 13:15~13:45
- ○会 場 市文化センター
- ○式 典 14:00~15:00
- ※企画・運営は、新成人者による成人式実行委員会にて行っています。興味のある方は、下記問合せ先へご連絡ください。
- ※本市の中学校を卒業された方、または本市にお 住まいの方に案内状を送付します。

(11月下旬~12月上旬頃発送予定)

問 教委 生涯学習課生涯学習G

☆52-1111 内線335



上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用する と、振替日に指定口座から自動的に料金が納入さ れます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大 変便利です。

ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。 なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替 日前日までに入金をお願いします。振替日に振替 できなかった場合再振替は行っていませんのでご 注意ください。

○振 替 日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日) ※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。 ○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し 込みください。

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫・ゆうちょ銀行、郵便局
- ○申し込みの際に必要なもの
 - ・通帳など口座番号がわかるもの
 - ・通帳の届出印
 - ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)
- ※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関 及び水道お客さまセンター・各支所にあります。

申込·問 水道お客さまセンター <a>□52-0427